

申 入 者

韓国挺身隊問題対策協議会

共同代表 李 効 再
金 喜 媛
尹 貞 玉

被害者ら

金 福 童 姜 徳 景
孫 判 任 金 殷 禮
朴 玉 蓮 李 英 淑
文 必 琪 金 順 徳

甲 斗 伊
李 容 女
可 順 島

「慰安婦」問題の国際仲裁を推進する弁護団

荒 木 和 男	浅 見 昭 一	阿 部 裕 行
安 藤 ヨイ子	李 宇 海	一 瀬 敬一郎
石 田 省三郎	岩 瀬 外嗣雄	宇 野 峰 雪
鶴 飼 良 昭	上 本 忠 雄	遠 藤 誠
小 倉 京 子	大 谷 恭 子	岡 部 玲 子
及 川 信 夫	小 野 正 典	加 城 千 波
川 端 和 治	紀 藤 正 樹	菊 地 幸 夫
黒 田 純 吉	桑 原 育 朗	桑 村 竹 則
小 沼 清 敬	小 林 祥 二	小 林 和 恵
佐 藤 光 則	佐 藤 博 史	斎 藤 則 之
鈴 木 武 志	田 邊 昭 彦	高 原 勝 哉
環 直 彌	鎮 西 俊 一	筒 井 具 子
寺 井 一 弘	中 光 弘 治	中 川 瑞 代
中 坊 公 平	西 村 正 治	野 島 正
野 村 和 造	野 中 信 敬	羽 柴 駿
葉 山 水 樹	林 敏 彦	丸 山 輝 久
松 井 茂 樹	三 上 宏 明	三 宅 陽
三 宅 弘	村 越 仁 一	山 口 紀 洋
安 田 修	吉 田 健	吉 川 精 一
和久田 修	渡 辺 博	

弁護団事務局

東京都千代田区二番町9番地8 中労基協ビル3階

紀尾井町法律事務所 弁護士 竹 下 博 徳

TEL 03-3265-6071 FAX 03-3265-6076

申 入 書

（申入の趣旨）

韓国挺身隊問題対策協議会及び同協議会が代理する被害者（以下挺対協らという）を代理して、「従軍慰安婦」問題の早期救済のため、別紙仲裁合意書に同意し、常設仲裁裁判所の判断に従い、この問題を解決するよう申し入れます。

（申入の理由）

- 一、「従軍慰安婦」問題については、被害者が高齢であり、早期解決が必要なことは誰も争っていません。ところで、八月三十一日首相談話方針（民間募金による民間基金方式の解決案）での政府与党の協議が進行中ですが、これについては、挺対協らだけでなく日韓の関係三七団体が反対の意向を明確にしており、いかなる成案が出されても解決の見通しはありません。
- 二、挺対協らは、日本政府がこの問題について、日本政府の法的責任を認めて、直ちに被害者個人に対して賠償の支払をなすことによって解決することがもっとも望ましいと考えております。しかし、法的責任を否定するなど諸般の事情から、日本政府がこのような被害者側の主張を受諾しがたいとすれば、被害者の生存中にこの問題は解決されることがなく、極めて長期化することが予想されます。そうなれば、この問題を解決する機会は永久に失われ、将来日本政府がいかなる措置をとっても、日韓両民族の間には、越えがたい怨念が残り、両民族・国家にとって極めて憂慮すべき事態が長期間永続することにもなろうかと恐れるものです。これは単に日韓の問題にとどまらず、「従軍慰安婦」問題を抱える他の国との関係でも同様です。
- 三、「従軍慰安婦」によって提起された問題は、多くの国際的事例に照らしても比類のないものです。挺対協らは、前述のような事態を避けるためには、対立する状況を早期に合理的方法で解決する必要があると考えました。そのためには、双方がその判断に服するという合意の下に、被害者側も、日本政府側も、その主張を十分に尽くし、公正な国際的第三者機関による迅速な判断を求めるしかありません。

ところで今年八月、国連人権小委員会に提出された現代奴隷制部会報告書は、この問題の解決につき、双方がその判断に服するという合意の下に、常設仲裁裁判所における国際仲裁による解決を提案しております。挺対協らは、前述のような理由でこの提案を受諾することにいたしました。日本政府におかれても、“前例のない問題は前例のない解決方法で解決すべきである”とあって、一万数千名を越える原告を抱えたスモン訴訟を和解による早期解決へと導いた、東京地方裁判所可部裁判長（現最高裁判所裁判官）の和解勧告を直ちに受諾した当時の政府関係者の英断にならい、速やかに前記国連奴隷制部会の提言に基づく本仲裁合意を受諾されるよう申し入れるものです。

一九九四年十一月二二日

「慰安婦」問題の国際仲裁を推進する弁護団

内閣総理大臣 村 山 富 市 殿